

改正

平成11年3月31日要綱第3号

平成13年2月1日要綱第5号

平成14年10月18日要綱第16号

岡垣町高齢者等住宅改造助成事業実施要綱

(目的)

第1条 岡垣町高齢者等住宅改造助成事業の交付対象事業（以下「事業」という。）は、在宅の要援護高齢者若しくは障害者（以下「高齢者等」という。）又はこれらと同居する世帯に対し、高齢者等に配慮した住宅に改造するための資金を助成することにより、高齢者等の家庭での自立を促進し、介護者の身体的・精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、岡垣町とする。

(対象者)

第3条 事業の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する者で、町長が住宅改造（維持補修的なものを除く。以下同じ。）を真に必要と認めたものとする。

(1) 岡垣町内に住所を有する者

(2) 次に掲げるいずれかに該当する者又はこれらと同居し、若しくは同居しようとする者

ア 要援護高齢者（介護保険法の規定による「要介護者」又は「要支援者」と認定された者）

イ 身体障害者（身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳の1級又は2級に該当する者及びそれ以外の者で、補装具として車椅子等の交付を受けており、町長が特に必要と認めたもの）

ウ 知的障害者（療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）の規定に基づき療育手帳の交付を受け、障害の程度欄に「A」と表示された者及び療育手帳の交付を受けていない者で、児童相談所、知的障害者更生相談所又は専門医（以下「児童相談所等」という。）の判定又は診断により知能指数35以下と認められるもの）

エ 重複障害者（児童相談所等の判定又は診断により知能指数50以下と認められ、かつ身体障害者手帳の3級に該当するもの）

(3) 前号のアに該当する者にあつては、次に掲げるいずれかが住宅改造を必要と認めた者

ア 高齢者サービス調整チーム、地域ケア会議等の総合調整会議

イ 在宅介護支援センター運営事業等実施要綱（平成12年9月27日厚生省老人保健福祉局長通知）に基づく在宅介護支援センター

ウ 福岡県高齢者等住宅改造アドバイザー派遣相談事業実施要領に定める住宅改造アドバイザー

エ 高齢者・障害者の住宅改造に専門的な知識を有する者で、町長が適当と認めるもの

(4) 当該世帯生計中心者の住民税及び前年度所得税課税年額が非課税の世帯に属する者
(助成対象工事)

第4条 助成の対象となる住宅改造工事（以下「助成対象工事」という。）は、玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所等在宅の高齢者等が利用する部分に関するもので、当該高齢者等の自立を促し、日常生活の利便を図り、若しくは介護者の負担が軽減される改造とする。

(助成対象経費)

第5条 助成対象経費は、助成対象工事に要する経費とする。

(事業の適用)

第6条 事業の適用については、次の各号のすべてに該当するものとする。

(1) 助成は、一の住宅につき1回限りとする。ただし、高齢者等の身体状況等の著しい変化等の理由により、新たな住宅改造が必要であると認められる場合は、この限りではない。

(2) 工事を伴うものであること。すのこ設置等は事業の対象としない。

(助成額)

第7条 助成対象経費と300,000円いずれか低い方の額とする。

(申請手続)

第8条 事業の助成を希望する者（以下「申請者」という。）は、申請書に次の書類を添付し、町長に申請するものとする。

(1) 見積書の写し

(2) 平面図及び改造を要する部分の写真

(3) 住宅改造承諾書（借家、借間等の場合）

2 町長は、前項の規定により提出された申請書等を審査のうえ、助成の可否を決定し、助成・却下決定通知書により申請者に通知するものとする。

3 町長は、第3条第2号のアに該当する者にあつては、第3条第3号（以下「高齢者サービス調整チーム等」という。）のいずれかの意見を求めるものとする。

- 4 町長は、必要と認める場合には、第3条第2号のイ～エに該当する者にあっても、高齢者サービス調整チーム等に意見を求めることができるものとする。
- 5 第3項の規定により高齢者サービス調整チーム等は、高齢者等の身体状況、住宅状況等を調査、検討のうえ、意見書を提出するものとする。
- 6 申請者は、助成対象工事が完了したときには、工事完了届出書に次の書類を添付して、速やかに町長に報告するものとする。
 - (1) 請求書の写し
 - (2) 完了工事内訳書
 - (3) 改造した部分の写真
- 7 町長は、前項の規定により提出のあった工事完了届出書等を審査のうえ助成額を確定し、助成金額確定通知書により申請者に通知するものとする。
- 8 町長は、前項の規定による助成金額の通知をもとに、申請者から町長が別に定める助成金額請求書の提出があったときは、当該助成金を支給するものとする。

(他の制度との調整)

第9条 町長は、この事業における住宅改造助成は福岡住みよか事業により実施するが、その場合次の各号の事業との調整を図り補助金の適正な執行に努めなければならない。

- (1) 介護保険居宅介護住宅改修費及び居宅支援住宅改修費（以下「介護保険住宅改修費」という。）

ア 第3条第2号アに該当する者及びその世帯が申請する場合で、助成対象工事に介護保険法（平成9年法律第123号）第45条第1項の規定により、厚生労働大臣が定める住宅改修の種類が含まれる場合は、助成決定の前提として介護保険住宅改修費の申請（予定）額が介護保険住宅改修費支給限度基準額に達していることとする。

イ 町長は、この事業による助成決定を行う際には、介護保険住宅改修費申請内容を把握し、明確に区分されていることを確認しなければならない。

- (2) 重度障害児・者日常生活用具給付等事業（以下「重度身障者用具」という。）

ア 第3条第2号イに該当する者及びその世帯が申請する場合で、助成対象工事に「重度身体障害者に対する日常生活用具の給付及び貸与について」（平成12年3月31日付障268号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）の別紙「住宅改修費給付事業実施要綱」第4条に定める住宅改修費の種類が含まれる場合においては、助成決定の前提として重度身障者用具の申請額が同事業給付限度額に達していることとする。

イ 町長は、この事業による助成決定を行う際には、重度身障者用具申請内容を把握し、明確に区分されていることを確認しなければならない。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日要綱第3号）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年2月1日要綱第5号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成14年10月18日要綱第16号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。